

## 議案第50号

### 羽生市子ども未来基金条例

#### (設置)

第1条 羽生市の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境を整えるための事業の財源に充てるため、羽生市子ども未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 市長は、第1条の事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

埼玉県羽生市長 齋 藤 万紀子